平成２４年（フ）第５３９号
千葉県市川市国府台３丁目２番19号　石井コーポ202号
債務者　山口　尚久
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５４０号
千葉県市川市相之川２丁目13番10号　第２ハイツ樹201号
債務者　奥村　好輝
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５４３号
千葉市若葉区桜木北３丁目15番４号　メゾン斉藤101号
債務者　吉田　淳一
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５４９号
千葉県八千代市高津934番地１高津団地２街区29棟206号
債務者　具志　幸人
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５５５号
千葉市若葉区加曽利町1019番地27サンハイツＳ201号
債務者　大馬崎正隆
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５８７号
千葉市若葉区若松町494番地２　エバーグリーン四番館101号
債務者　竹之下貴恵（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６００号
千葉市若葉区都賀２丁目８番１号　レジデンス藤201号
債務者　塗木　　学
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６０１号
千葉市若葉区都賀２丁目８番１号　レジデンス藤201号
債務者　塗木小百合
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８２８３号
大阪市福島区吉野４丁目14番８号、前住所大阪市西区南堀江２丁目３番27―405号
債務者　阪田　哲也
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５５８号
大阪府箕面市桜井３丁目９番20号、前住所兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目１番１―904号
債務者　西山　高樹
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７１１号
大阪市都島区中野町１丁目12番９―410号
債務者　盛本　芳美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９５０号
大阪府豊中市北条町１丁目10番11号
債務者　西野　豊司
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９６３号
大阪府東大阪市東石切町６丁目８番16号　ベルメゾン301号
債務者　前田富美子（旧姓羽田）
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０４７号
大阪市東住吉区公園南矢田２丁目５番21号
債務者　高原　勝全
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０５２号
大阪市生野区巽南５丁目14番44号　マンションリバー201号
債務者　平井　　欽
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０７７号
大阪府高槻市川添２丁目26番10号　ホワイティハイツＣ―101号、住民票上の住所堺市中区八田寺町５番地１　プレドール深井Ｃ102号
債務者　宗藤　美樹（旧姓水谷）
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０８５号
大阪府豊中市上津島２丁目９番31―103号
債務者　岡本　俊郎
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部